

・履歴書【記入例3】

氏名		福島 太郎		
新採用教員の例	任 免 事 項	給 料		所轄庁名
		級	号給 金 額	
平成20・4・1	福島県相馬市公立学校教員に任命する			
・	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する	2	〇〇 〇〇〇,〇〇〇	
・	福島県相馬市立中村小学校教諭に補する			福島県教委会
学校を卒業してから現在まで就職した一切を記入する 職に就いていない期間は、「無職」又は「家事従事」等と記入し、期間のうえで空白がないように記入する				
補充教員の例（平成17年3月卒業の例）				
平成17・4・1	株式会社〇〇〇〇に就職（常勤）			
平成19・3・31	株式会社〇〇〇〇を一身上の都合により退職			
平成19・4・1	無職			
平成19・5・10	福島県相馬市公立学校職員に任命する（産休補充）			
・	小学校中学校教育職1級〇〇号給を給する	1	〇〇 〇〇〇,〇〇〇	
・	福島県相馬市立中村小学校講師に補する			
・	期間は平成19年8月29日までとする			福島県教委会
平成19・8・25	願により本職を免する			福島県教委会
平成19・8・26	無職			
任用期間内退職（出産日が早まった場合等）				
平成19・10・23	福島県南相馬市公立学校教員に任命する（病休補充）			
・	小学校中学校教育職1級〇〇号給を給する	1	〇〇 〇〇〇,〇〇〇	
・	福島県南相馬市立原町小学校講師に補する			
・	期間は平成20年2月14日までとする			福島県教委会
平成20・2・15	任用期間を平成20年3月30日まで更新する			福島県教委会
平成20・3・31	無職			
平成20・4・1	福島県いわき市公立学校教員に任命する			
・	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する	2	〇〇 〇〇〇,〇〇〇	
・	福島県いわき市立勿来中学校教諭に補する			福島県教委会
任用期間内退職のとき・・・退職辞令のあとに、自己都合による場合は「自己都合」等と事由を朱書きする。休暇（休職、休業）者の事故止等による場合は、特に事由を記載しない 任用期間満了退職のとき・・・特に記載を要しない				
教頭の教諭との兼務の				
平成19・4・1	福島県二本松市公立学校教頭に任命する			
・	小学校中学校教育職3級〇〇号給を給する	3	〇〇 〇〇〇,〇〇〇	
・	福島県二本松市立木幡小学校教頭に補する			福島県教委会
平成19・4・1	兼ねて教諭に補する			
・	ただし期間は、平成20年3月31日までとする			福島県教委会
・				

・履歴書【記入例4】

育児休業の例	任 免 事 項	給 料		所轄庁名
		級 号 給	金 額	
平成19・10・9	地方公務員の育児休業等に関する法律			
・	第2条第1項の規定により育児休業を承認する			
・	育児休業の期間は平成20年3月31日までとする			福島県教委会
平成20・4・1	職務復帰を命ずる			福島県教委会
・				
<p>育児休業の失効、途中修了の場合 満了修了の場合は、4月1日が職務復帰となる</p>				
<p>育児休業の期間は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで（満3歳の誕生日の前日）の期間において、育児休業をしようとする期間の初日から末日を明らかにして任命権者の承認を受けた連続する一の期間 (地方公務員の育児休業に関する法律の施行について(通知)福島県教育関係者必携 育児休業の項参照)</p>				
<p>介護欠勤の例</p>				
平成20・4・23	平成20年4月25日から平成20年5月30日まで			
・	(36日間)介護欠勤を承認する			福島県教委会
<p>休職欠勤の例</p>				
平成19・7・6	地方公務員法第28条第2項第1号及び福島県市町村立			
・	学校職員の分限に関する条例により270日間休職を命ずる			福島県教委会
平成20・4・1	休職期間を平成21年3月31日まで延長する			福島県教委会
平成21・4・1	復職を命ずる			福島県教委会
<p>転任・特別支援学級担任の例</p>				
平成18・4・1	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する			
・	ただし、給料368,800円を給する			
・	平成18年福島県条例第64号の施行による切替			特別支援学級に任命されたときに記入す
・	給料の調整額23,000円を給する			
平成19・1・1	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する			
・	ただし、平成18年福島県条例第64号により給料368,800円を給する			福島県教委会
・	給料の調整額23,000円を給する			
平成19・3・31	特別支援学級担任を解く			所属異動の際も、「特別支援学級担任を解く」と記入する(常勤講師の場合も同様に記入する)
平成19・3・31	地方教育行政の組織及び運営に関する規定により本職を免ずる			福島県教委会
平成19・4・1	福島県いわき市公立学校教員に任命する			
・	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する			
・	福島県いわき市立小名浜小学校教諭に補す			所属異動後、再び任命された時、改めて記入する
・	給料の調整額22,700円を給する			
平成20・3・31	特別支援学級担任を解く			
平成21・1・1	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する			担任を解任された場合記入する(常勤講師の場合も同様に記入する)
・				福島県教委会
・				
<p>婚姻などにより改姓したとき、朱2線で訂正する</p>				
氏 名	<p>福 島 太 郎 相 馬</p>			

・履歴書【記入例5】

	任 免 事 項	給 料		所轄庁名
		級 号	金 額	
充て指導主事の例				
平成17・4・1	福島県原町市公立学校教員に任命する			
・	小学校中学校教育職3級〇〇号給を給する	3	00	000,000
・	福島県原町市立原町中学校教諭に補する			福島県教委会
平成17・4・1	指導主事に充てる			
・	福島県教育庁相双教育事務所勤務を命ずる			福島県教委会
平成17・10・1	小学校中学校教育職3級〇〇号給を給する	3	00	000,000
平成18・4・1	小学校中学校教育職3級〇〇号給を給する			
・	ただし給料444,600円を給する			
・	平成18年福島県条例第64号の施行による切替え			
平成19・1・1	小学校中学校教育職3級〇〇号給を給する			
・	ただし、平成18年福島県条例第64号附則により給料444,600円を給する			福島県教委会
平成19・3・31	指導主事を解く			福島県教委会
指導主事の解任				
平成19・3・31	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条			
・	の規定により本職を免ずる			福島県教委会
平成19・4・1	福島県相馬市公立学校長に任命する			
・	小学校中学校教育職4級〇〇号給を給する	4	00	000,000
・	福島県相馬市立中村小学校長に補する			福島県教委会
派遣社会教育主事の例				
平成19・3・31	願により本職を免ずる(割愛)			福島県教委会
平成19・4・1	福島県教育庁事務職員に任命する			
・	教育職(二)2級〇〇号給を給する	2	00	000,000
・	社会教育主事を命ずる			
・	相双教育事務所勤務を命ずる			
・	社会教育主事の市町村派遣に関する要綱により			
・	相馬市教育委員会派遣を命ずる			
・	派遣期間は平成22年3月31日までとする			福島県教委会
訂正の仕方				
平成2・1・1	小学校中学校教育職2級特に398,600円を給する	2	特1	398,600
平成2・4・1	給料の調整額28,294円を給する			
平成3・1・1	小学校中学校教育職2級特に413,600円を給する	2	特2	413,600
・	給料の調整額29,294円を給する			
訂 正				
平成2・1・1	小学校中学校教育職2級特に398,600円を給する	2	特1	398,600
平成2・4・1	給料の調整額28,294円を給する			
平成2・12・26	平成2年福島県条例第54号の切替え			
・	平成2年4月1日小学校中学校教育職2級特に411,000を給する			
・	給料の調整額29,138円を給する			
平成3・1・1	小学校中学校教育職2級特に413,600円を給する	2	特2	413,600
・	給料の調整額29,294円を給する			
・	給料の調整額 29,138 円を給する			
給与改定事項記載漏れ紙を貼って訂正する				
氏 名	清 水 リ サ		履歴書2号用紙 (福島県教育庁)	

6字削除



2行訂正



5字訂正



・履歴書【記入例6】

氏名		山本 静		任 免 事 項		給 料		所轄庁名
勸奨退職を受ける職員の例				級	号給	金 額		
平成19・1・1	小学校中学校教育職3級〇〇号給を給する							
・	ただし、平成18年福島県条例第64号附則により給料455,400円を給する							福島県教委会
平成20・1・1	小学校中学校教育職3級〇〇号給を給する							
・	ただし、平成18年福島県条例第64号附則により給料455,400円を給する							福島県教委会
平成20・3・31	願により本職を免ずる(勸奨)							福島県教委会
・	以下余白							
定年退職・初任研時間講師の例				公立幼稚園長の兼務辞令は記載する (辞令内容は市町村によって異なる)				
平成20・1・1	小学校中学校教育職4級〇〇号給を給する							福島県教委会
・	ただし、平成18年福島県条例第64号附則により給料505,700円を給する							
平成20・3・31	〇〇市立〇〇幼稚園長兼務を解く							〇〇市教委会
平成20・3・31	福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例第3条の規定により							
・	平成20年3月31日限り定年退職							福島県教委会
平成20・4・1	無 職							
平成20・4・2	福島県教育庁職員(非常勤)に任命する							
・	1時間につき2,500円を給する							
・	福島県いわき市教育委員会に派遣する							
・	期間は平成21年3月23日までとする							福島県教委会
平成20・4・2	福島県いわき市立内郷中学校講師に補する							
・	期間は平成21年3月23日までとする							いわき市教委会
市町村合併に伴う記載例(編入)				定年退職辞令				
平成16・11・1	平成16年7月22日総務省告示第608号による福島県北会津郡							
・	北会津村を廃し、会津若松市に編入する							
平成16・11・1	福島県北会津郡北会津村立〇〇〇学校を福島県会津若松市立							
・	〇〇〇学校と改称							総務省告示号、及び合併の種別等は指示による
平成16・11・1	福島県会津若松市公立学校教員に任命する							
・	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する	2	00	000,000				
・	福島県会津若松市立〇〇〇学校教諭に補する							福島県教委会
市町村合併に伴う記載例(新)				時間講師の例 発令月日及び昇給号 給は発令通知文書による				
平成17・3・1	平成17年1月18日総務省告示第63号により福島県田村郡滝根町							
・	大越町、都路村、常葉町、船引町を廃し、田村市を設置する							
平成17・3・1	福島県田村郡船引町立〇〇〇学校を福島県田村市立							
・	〇〇〇学校と改称							総務省告示号、及び合併の種別等は指示による
平成17・3・1	福島県田村市公立学校教員に任命する							
・	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する	2	00	000,000				
・	福島県田村市立〇〇〇学校教諭に補する							福島県教委会
・								
・								

・履歴書【記入例7】

氏名		宗形 里美		給料			所轄庁名
栄養職員が兼務辞令を受ける場合の例				級	号給	金額	
平成16・4・1	福島県会津若松市立城石小学校勤務を命ずる						福島県教委会
平成16・7・1	医療職2級〇〇号給を給する	2	00	000,000			福島県教委会
平成16・11・1	兼ねて非常勤講師としての業務を命ずる						
・	但し報酬は支給しない						
・	期間は平成17年2月28日までとする						〇〇市教委会
平成17・7・1	兼ねて非常勤講師としての業務を命ずる						
・	但し報酬は支給しない						
・	期間は平成18年2月28日までとする						〇〇市教委会
平成17・7・1	医療職5級特に426,300円を給する	5	特1	426,300			福島県教委会
平成17・12・1	平成17年福島県条例第131号施行による切替え						
・	平成17年12月1日医療職5級特に424,900円を給する						
平成18・4・1	医療職5級〇〇号給を給する						
・	ただし給料424,900円を給する						
・	平成18年福島県条例64号施行による切替え						
平成18・6・26	兼ねて非常勤講師としての業務を命ずる						
・	但し報酬は支給しない						
・	期間は平成19年2月28日までとする						〇〇市教委会
学校統合の例（休職から復職し、兼務辞令を受ける）							
平成19・9・8	地方公務員法第28条第2項第1号及び福島県市町村立						
・	学校職員の分限に関する条例により90日間休職を命ずる						福島県教委会
平成19・12・7	休職期間を平成20年3月31日まで延長する						福島県教委会
平成20・4・1	復職を命ずる						福島県教委会
平成20・4・1	福島県田村市立船引東小学校養護教諭に補する						福島県教委会
平成20・4・1	田村市立船引東幼稚園養護教諭兼務を命ずる						田村市教委会
平成20・4・1	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する (調整)						
・	ただし、平成18年福島県条例64号附則により給料397,600円を給する						福島県教委会
給与改定による経過措置終了者の例							
平成20・1・1	小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する						
・	ただし、平成18年福島県条例64号附則により給料000,000円を給する						福島県教委会
平成20・11・27	平成20年福島県条例79号による切替え						
・	平成20年4月1日 小学校中学校教育職2級〇〇号給を給する						
・							
・							
・							
・							
・							
・							

